

第1回兵庫県タクシー特定地域合同協議会議事概要

1. 日 時 平成21年12月17日（木） 午後4時～午後5時30分
2. 場 所 兵庫県農業共済会館4階 第3会議室
3. 出席者 15名（出席者名簿のとおり。兵庫県消費者団体連絡協議会を除く。）

【議事概要】

合同協議会に先立ち開催された、兵庫県タクシー特定地域合同協議会設立準備会同様、神戸運輸監理部兵庫陸運部木村首席運輸企画専門官が事務局代表として司会進行・本日の議題等の説明を行った。

設立手続き及び協議会開催に先立ち、近畿運輸局長井自動車交通部長が次のとおり挨拶を行った。

「タクシーについては、まずは供給過剰の問題がある。また激しい運賃競争から事業者がサービスを提供することが厳しくなっているという問題と、これに伴って最前線のタクシー乗務員の労働環境が非常に悪化するという事態にもなっている。このような厳しい状況を背景に、残念ながら“不法不適切な事業運営”が横行し、タクシー車両が街中で列をなして並んで一般の交通の阻害要因になってしまうという都市交通の問題にも発展してきているところ。その他にも、“そもそもタクシーが選びにくい”など利用者にとってのサービスがまだまだ不十分であるなど、いろいろな問題点が指摘されている。最終的には利用者の安全・利便性といった最も大切なところに支障が出かねない状況になってきている。こうした諸問題を受けて先の通常国会でタクシー新法（タクシー事業適正化・活性化特別措置法）が全会一致で成立した。それだけ国会の審議の中ではこれら諸問題が深刻であり、その地域のタクシーについては一刻も早く何とかすべきだという意見で国会がまとまったものとして、行政としてこの事実を重く受け止めている。規制緩和だけでなく是正すべきは是正すべきであるとして、新法を成立させることで叱咤激励を頂戴したものと受け止めている。

この新法の枠組みの中心がこの協議会であり、事業者・運転者といったサービスの提供側はもとより、関係自治体の皆様、利用者代表の皆様、有識者の先生等のタクシーに関係するあらゆる皆様に参集いただいて兵庫県の3つの地域のタクシーのあり方について議論いただき、是非とも幅広い視点で、様々なそれぞれのお立場からタクシーの適正化・活性化に関する意見をいただきたい。当然ながら、ご意見は必ずしも同じものにはならないと思っているが、その違いを乗り越えて、すなわち“個々の利益よりも地域全体のタクシーを良くする”ために、若干の自己犠牲的な精神を発揮していただいて、この協議会の円滑な運営と、この協議会が有意義なものになりますように皆様の御協力を改めてお願いしたい。」

1. 協議会設立の手続き

- ・設立準備会で確認した協議会設置要綱（案）による構成員種別ごとの出席を確認し、本日の協議会が有効に成立している旨の報告がなされた。

- ・「神戸市域交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」（他2地区）の承認

事務局から、資料1「神戸市域交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）」について概要を説明するとともに、決前に、特定地域に指定された兵庫県下の他の交通圏（姫路・西播磨交通圏、東播磨交通圏）についての設置要綱案も同様であることを説明し、併せて承認された。

- ・構成員の紹介

事務局から構成員の紹介がなされた。

構成員は以下のとおりである。

勝田年和氏	（国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長）
尾原勉氏	（兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課長）
末永清冬氏	（神戸市企画調整局参事）
鍵本隆造氏	（姫路市都市局交通計画室長）
長谷川清氏	（加古川市都市計画部長）
松本奈良雄氏	（社団法人兵庫県タクシー協会会長）
前野博司氏	（兵庫県個人タクシー協会会長）
北坂隆生氏	（全国自動車交通労働組合連合会兵庫地方連合会執行委員長）
木佐貫信幸氏	（私鉄関西旅客自動車労働組合連合会執行委員長）
幡井政子氏	（兵庫県消費者団体連絡協議会会長）
原仁美氏	（神戸市消費者協会会長）
正司健一氏	（神戸大学理事・副学長）
木下健三氏	（兵庫県タクシーサービスセンターセンター長）
町祐紀氏	（兵庫県警察本部交通部交通規制課長）
岩村和典氏	（厚生労働省兵庫労働局労働基準部監督課長）

- ・会長選出

事務局が、会長選出についての意見を求めたところ、“兵庫県下においてタクシー行政に携わっておられる神戸運輸監理部兵庫陸運部長が適任ではないか”との意見があり、勝田陸運部長が会長に就任することが承認された。

- ・その他協議会の運営に関して必要な事項の協議

協議会設置要綱第5条第12項に係る協議会の公開に関し、同第7条の規定に基づき勝田会長より3地域にかかる「タクシー特定地域協議会公開要領」制定の提案がなされ、要領（案）のとおり承認された。承認にあったては、正司委員より「公開に先だつての次の会議の告知システム」について質疑があり、事務局からは、何らかの方法で周知する旨の回答を行った。

2. 第1回神戸市域交通圏タクシー特定地域協議会（他2地域）

(1) 開会

事務局の木村首席運輸企画専門官が、開会を宣言した。

(2) 会長挨拶

勝田会長から次のような挨拶を行った。

「この10月の新法施行にともないまして、全国で特定地域に指定された141の地域で設立準備がなされ、続々と設立されているところであります。タクシーは鉄道バスと共に我が国の地域公共交通を形成している重要な公共交通機関との共通認識の下、その機能を十分に発揮できるよう、またその潜在能力を引き出し有効に活用することで、より公共に資することができますよう、皆様のお知恵をお借りしたいと思っております。本日の手続きを経て、兵庫県下では3つの協議会がたちあがります。それぞれの地域にはそれぞれの問題がございますが、全てに共通して言えることは、需要と供給のバランスが崩れれば事業者・利用者双方に悪影響があるということです。労働環境にも大きく影響いたします。渋滞等の交通問題・環境問題にも影響があります。3つの協議会ではありますが、ひとつの大きな協議会としてお考えいただければとおもいます。長丁場になりますがどうぞよろしく願いいたします。」

(3) 会長代理・事務局長指名

勝田会長が「設置要綱」に基づき社団法人兵庫県タクシー協会の松本会長を会長代理に指名し、同時に兵庫陸運部の木村首席運輸企画専門官を事務局長に指名した。

(4) 議事（会長の司会、事務局長の説明で進行）

①本協議会の目的と役割について

事務局から資料2『「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（特措法）制定の背景と協議会の目的』に基づき、協議会の設置目的等の説明を行った。

②兵庫県におけるタクシー業界の現況について

事務局から資料3「兵庫県のタクシーの現況」を示し「日車営収等の推移・事業者数車両数数の推移・輸送実績の推移」を以て「需要の低迷・経営状況の悪化」を説明し、「労働者賃金の推移・運転者の年齢別構成グラフ等」を以て「労働者としてのタクシー運転者の労働環境」を説明。さらに「交通事故件数の推移・苦情申告件数の推移」を以て「表面化するタクシー問題」を説明し、これらと「業界の取り組み」説明とを併せて「兵庫県下のタクシー業界の現況」の説明とした。

また、各地域における適正な車両数について、近畿運輸局が算出した、資料4「適正と考えられる車両数の算定について」の説明を行った。

④協議会の今後の検討の進め方について

事務局が、「地域計画」の作成について基本的な考え方を資料2を基に説明した。

(5) その他

全体について意見を求めたところ3委員から発言があった。

発言要旨は以下のとおり

原委員「規制があるのにタクシーが増えている。タクシー会社は、全体のタクシーが増えて一台あたりの収入が減っても、自社の車両数が多ければ一台当たりで少し収入が減ったところで会社を回していける。しかしドライバーにとっては非常に厳しいことであると聞いている。また、資料からはドライバーの高齢化が進んでいることがわかる。70代、80代のドライバーが居るのは非常に怖いことである。」

次回以降の検討課題とすることです承。

西森(末永委員)代理「インフォメーションから、“タクシー運転手の喫煙を注意したところ逆に叱られた”というようなことがあったとのことで、“そのようなことがないようにお願いしたい”との発言を求められている。」

会長から、行政、業界として注意していくと発言。

北坂委員「限られた時間のなかで多くの資料の説明があった。タクシー産業に携わる者は理解できるが、県・市・警察・住民の方々におかれましてはすぐに理解できないのではないかと。資料は事前に配布していただきたい。労働側としてはこの協議会で活発な議論をしていただきたい。業界は規制緩和以降、疲弊混乱してきている。労働者の年収は200万円台であり、また過酷な労働条件の中でやっている。タクシー労働者のマナーの問題が指摘されたが、タクシーが公共交通機関としてふさわしいかどうかは疑問である。一日も早くこの協議会で議論していただいて、公共交通機関としてふさわしい業界を確立していきたい。資料の中身を精査していただいて次回の議論では活発な意見をいただきたい。」

次回以降は資料の事前配布を徹底することを確認。

(6) 閉会

以 上